

令和6年度 事務事業評価一覧

No.	所管課名	事務事業名	事務事業の目的	令和6年度の主な取組	支出合計 (千円)	指標名(単位)	目標値	実績値	中長期的 方向性
1	生活福祉課	中国残留邦人等支援事務	先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の事情にかながみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立支援を目的とする。	2世帯2人の中国残留邦人が安定した生活を送ることができるよう、扶助費支給と支援・相談員の派遣を実施した。対象者は高齢であることから、医療機関や介護サービス事業所と連携を図り、支援を実施した。	3,916	給付対象者数(人)	2	2	継続
2	生活福祉課	生活保護支給事務	憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するため。	計画的な訪問調査活動による世帯状況の把握を行い、適正な保護費の支給に努めた。また、資産状況を把握するため、預貯金取引照会サービスを導入することで資産調査を一部電子化し、効率化を図った。 生活困窮者自立支援法に基づく補助事業(被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業)やハローワークと連携した雇用と福祉の一体的就労支援を実施した。 被保護者健康管理支援委託事業により、被保護者の診療状況を分析するとともに、疾病予防の観点から、被保護者ごとに健康管理意識の向上を図ることで医療扶助の適正化に努めた。	326,176	就労による生活保護自立世帯数(累計)(世帯)	15	29	継続
						その他の世帯の中で就労をしている者がいる世帯の割合(%)	30.00	31.04	
						被保護世帯の高等学校等卒業後の進学率及び就職率(%)	100.00	83.33	
3	生活福祉課	生活保護扶助費	憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するため。	不正受給を未然に防ぐため、収入及び資産申告義務について被保護者へ丁寧に説明した。 年金受給者に対しては、個人番号の情報連携システムを活用し、改定年金額の把握、年金額の収入認定替えにより、返還金の発生を最小限にとどめた。また、年金受給権の状況把握に努め、年金裁定請求の助言・指導及び申請の支援を実施した。 扶養義務者に対しては、扶養の可能性について調査を実施し、扶助費削減の可能性を検討した。	3,547,321	相談件数(件)	680	649	継続
						就労による生活保護自立世帯数(累計)(世帯)	15	29	
						被保護世帯の高等学校等卒業後の進学率及び就職率(%)	100.00	83.33	
4	生活福祉課	中国残留邦人等支援扶助費	先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の事情に鑑み、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。	2世帯2人の中国残留邦人が安定した生活を送ることができるよう、世帯状況に応じた扶助費の支給を行った。	5,180	給付対象者数(人)	2	2	継続
5	地域福祉課	物価高騰対策給付金給付事業	国において閣議決定された経済対策に基づき、物価高による家計への影響が特に大きい低所得世帯に給付金を給付する。また、令和6年度税制改正による定額減税の恩恵が十分に受けられない納税義務者に対し給付金を給付する。	各給付金について、対象世帯となる可能性がある世帯へは支給のお知らせ又は確認書を送付し、低所得世帯のうち未申告等により課税状況が確認できない世帯員がいる世帯へは申請書を送付した。 確認書及び申請書等の返送を受け審査をしたのち、交付決定を行い支給した。 給付金の実施については、市報、市広報掲示板及び市ホームページにより周知を図った。	1,447,385	住民税均等割のみ課税世帯への支援の達成状況(%)	90	98	ー
						こども加算対象世帯への支援の達成状況(%)	90	94	
						不足額給付対象者への支援の達成状況(%)	ー	ー	